

特種ノ目的ノ爲メニスルモノト異ナリ、一般ノ秩序ヲ維持セんカ爲メ公共ノ危害ヲ豫防排除スルコトヲ目的トスル警察作用ナリ。故ニ保安警察ハ公共ノ安寧秩序ニ對シ危害ヲ與フル虞アル行爲、人、又ハ物ニ對シ特別ナル制限拘束等ヲ加フル場合ヲ生スルナリ。即チ集會警察、出版警察、工場警察、建築警察等皆ナ此ノ部類ニ屬ス。

第一款 秩藁置場取締規則 大正六年七月 廳令二八號

秩藁置場ト稱スルハ營業ノ爲メ秩藁ヲ藏置スル場所ヲ謂フ。

視察事項

- 一、免許ヲ受ケヌシテ秩藁置場ヲ新設シ又ハ免許ヲ受ケタル後之ヲ改造變更又ハ増設シテ願出免許ヲ受ケサルコトナキヤ（廳令三條）（市部ニ限ル）
- 二、納屋及牆壁ノ毀損シタルトキ速ニ修理ヲ加ヘサル者ナキヤ又修理シタルトキ届出

検査ヲ受ケサル者ナキヤ（廳令六條）

- 三、秩藁置場ヲ廢止シタルトキ三日以内ニ届出サルコトナキヤ（廳令七條）
- 四、秩藁ヲ置場外ニ於テ積卸スルコトナキヤ（廳令八條）
- 五、秩藁ヲ出シ入レスル場合ノ外納屋外ニ置クコトナキヤ、但シ不燃質物ノ構造ニ依ル場所ハ此ノ限りアラス（廳令九條）
- 六、秩藁屑ヲ納屋外ニ堆積シ又ハ散亂セシムルコトナキヤ（廳令一〇條）
- 七、納屋及秩藁ヲ置キタル場所ノ近傍ニ於テ火氣ヲ取扱フコトナキヤ（廳令一一條）
- 八、置場及納屋ノ出入口並ニ窓ヲ夜間閉鎖シ置カサルコトナキヤ又夜間秩藁ヲ出シ入レスルコトナキヤ（廳令一二條）
- 九、置場並ニ牆壁ニシテ構造制限ニ適セサルモノナキヤ（廳令一三・一四條）
- 十、置場及納屋ノ出入口及窓ノ戸締ヲ完全ニ爲シ居ルヤ否ヤ（廳令一六條）

第二款 工場法

明治四十四年三月
法律第四六號

一八八

本法ノ適用ヲ受クル工場ハ當時十五人以上ノ職工ヲ使用スルモノ、事業ノ性質危險ナルモノ又ハ衛生上有害ノ虞アルモノ等ナリ。

前項該當ノ工場ナルモ勅令ヲ以テ適用ノ必要ナシト規定セルモノハ除外スルコトヲ得。

工場ノ取締ニ就テハ第一ニ法律ナル工場法、第二ニ勅令ヲ以テ制定シタル工場法施行令、第三ニ農商務省令ヲ以テ工場法施行規則ヲ定メ、第四ニ府縣令ヲ以テ工場法施行細則ノ制定アリ。

本法ノ適用ヲ受ケサル工場ヲ非適用工場ト稱シ、之カ取締ハ府縣令ヲ以テ規定セリ。

本項ニ於テ法ト稱スルハ法律、施行令ハ勅令、施行規則ハ農商務省令、施行細則ハ

警視廳令ヲ謂フ。

視察事項

一、當時十五人以上ノ職工ヲ使用スル工場ニシテ工場法ノ適用ヲ免レ居ル者ナキヤ

(法一條)

二、事業ノ性質危險ナルモノ又ハ衛生上有害ノ虞レアル工場ニシテ工場法ノ適用ヲ免レ居ル者ナキヤ (法二條)

三、許可ヲ受ケヌシテ十二才未滿ノ者ヲ工業ニ就業セシムルコトナキヤ (法三條)

四、十五才未滿ノ者及女子ヲシテ一日十二時間以上就業セシムルコトナキヤ、但シ指定工業ヲ除ク (法三條)

五、十五才未滿ノ者及女子ヲシテ午後十時ヨリ翌午前午前四時ニ至ル間就業セシムルコトナキヤ、但シ主務大臣ノ指定シタル工業ニシテ認可ヲ受ケタルモノ及法五條該

當ノモノハ此ノ限りアラス（法四條）

六、十五才未満ノ者及女子ナシチ運轉中ノ機械若ハ動力傳道裝置ノ危險ナル部分ノ掃除、注油、検査若ハ修繕チ爲サシメ又ハ運轉中ノ機械若ハ動力傳道裝置ニ調帶調索ノ取付ヶ若ハ取外チ爲サシメ其他危險ナル業務ニ就カシムルコトナキヤ（法九條）
七、十五才未満ノ者ナシテ毒薬、劇薬其他有害料品又ハ爆發性發火性若ハ引火性ノ料品チ取扱フ業務及者シク塵芥、粉末チ飛散シ又ハ有害瓦斯チ發散スル場所ニ於ケル業務其他危險又ハ衛生上有害ナル場所ニ於ケル業務ニ就カシムルコトナキヤ（法一〇條）以上二項ハ主務大臣ノ定メタル範圍ノ工業ニ限ル

八、職工自己ノ重大ナル過失ニ依ラスシテ業務上負傷シ疾病ニ罹リ又ハ死亡シタルトキ工業主ニ於テ本人又ハ其ノ遺族チ扶助セサルコトナキヤ（法一五條）

九、工業主工場管理人チ置キタルトキ届出認可チ受ケサルコトナキヤ、但シ法人ニシテ其ノ役員ヨリ選任スル場合ハ此ノ限ニアラス（法一八條）

- 十、正當ノ理由ナクシテ當該官吏ノ臨檢チ拒ミ若ハ之ヲ妨ケ又ハ其ノ訊問ニ對シ答辯チ爲ササル如キコトナキヤ（法二二條）
- 十一、左ニ掲タル事業チ營ム工場ニシテ工場法ノ適用ヲ免レ居ル者ナキヤ（施行令三條）
- 毒劇物又ハ毒劇薬ノ製造
- 動物ノ剥製
- 金屬ノ熔融又ハ精煉燐寸ノ製造
- 火薬、爆薬又ハ火工品ノ製造又ハ取扱
- 塗料又ハ顔料ノ製造
- 溶剤チ用ヒル油脂ノ採取
- 「ボイル」油ノ製造
- 礦油ノ蒸溜又ハ精製

乾燥油又ハ溶剤チ用ヒル擬革紙布又ハ防水紙布ノ製造

亞硫酸瓦斯、鹽素瓦斯又ハ水素瓦斯チ用ヒル事業

金屬・骨・角・又ハ貝殻ノ乾燥研磨

硝子ノ製造、腐蝕、砂吹又ハ粉碎

織物又ハ編物ノ起毛

製綿

麻ノ梳解

其他農商務大臣ノ命令チ以テ指定シタル事業

十二、職工負傷シ又ハ疾病ニ罹リタルトキ療養チ施シ又ハ療養ニ必要ナル費用チ負擔セサル者ナキヤ（施行令五條）

十三、職工ノ負傷又ハ疾病治癒シタルトキ左記ニ依リ扶助料チ支給セサル者ナキヤ（施行令七條）

- 1 終身自用チ辨スル能ハサルモノ 【賃金百七十日分以上】
- 2 終身勞務ニ服スル能ハサルモノ 【賃金百五十日分以上】
- 3 従來ノ勞務ニ服スル能ハサルモノ、健康舊ニ復スル能ハサルモノ又ハ女子ノ外貌ニ醜痕ナ殘シタルモノハ 【賃金百日分以上】
- 4 身體ヲ傷害シ舊ニ復スル能ハスト雖モ引續キ從來ノ勞務ニ服スルコトヲ得ルモノ 【賃金三十日分以上】
- 十四、職工死亡シタルトキ遺族ニ賃金百七十日分以上ノ扶助料及葬祭チ行フ遺族二十圓以上ノ葬祭料チ支給セサル者ナキヤ（施行令八九條）
- 十五、工業主ニシテ扶助規則チ作成シ扶助ノ金額、手當其他扶助ニ關シ必要ナル事項ヲ定メ地方長官ニ届出サル者ナキヤ又之ヲ變更シタルトキ届出サル者ナキヤ（施行令一九條）
- 十六、職工名簿ヲ調製シ工場毎ニ之ヲ備付クルコトヲ怠ルコトナキヤ（施行令二一）

一九四

條

十七、職工ノ雇入ニ關シ規定ニ違犯スル契約又ハ工業主ノ受クヘキ違約金ヲ定メ若ハ損害賠償額ヲ豫定スル契約ヲ爲スコトナキヤ

又職工ニ貯蓄ヲ爲サシメ又ハ職工ノ利益ノ爲メ賃金ノ一部ニ代ヘ他ノ給付ヲ爲スコト

職工カ雇入契約ニ違犯シ其他職工ノ責ニ歸スヘキ事由ニ依リ解雇セラルル場合ニ於テ職工ノ貯蓄金中工業主ノ給與ニ係ル部分ヲ交付セサルコト

以上二項ニ關シ契約又ハ規約ヲ定メ地方長官ノ許可ヲ受ケサルコトナキヤ（施行令二四條）

十八、職工ノ貯蓄金ヲ管理スル場合ニ於テ確實ナル方法ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受ケサル者ナキヤ（施行令二五條）

十九、尋常小學校ノ教科ヲ修了セサル學齡兒童ヲ雇傭スル場合ニ於テ就學ニ關シ必要

ナル事項ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受ケサル者ナキヤ（施行令二六條）

二十、未成年者若ハ女子カ工業主ノ都合ニ依リ解雇セラレ又ハ負傷病氣ノ爲メ解雇セラレ解雇ノ日ヨリ十五日內ニ歸復スル場合ニ於テ其ノ必要ナル旅費ヲ負擔セサルコトナキヤ（施行令二七條）

二十一、工場ニ徒弟ヲ收容スル場合ニ規定ノ事項ヲ具備シ地方長官ノ認可ヲ受ケサル者ナキヤ（施行令二八二九條）

二十二、工業主ニ於テ左ノ各號ニ該當スル行爲ナキヤ（施行令三三條）

1 扶助規則變更ノ命令ニ違犯セサルコト

2 職工ノ雇入ニ關シ詐術ヲ用井タルコト

3 不正ニ扶助義務ノ全部若ハ一部ヲ免レ又ハ免レムトスルコト

不正ニ賃金支拂ノ義務、職工ノ貯蓄金返還ノ義務又ハ規定ニ依ル義務ノ全部又ハ一部ヲ免レ又ハ免レムトスルコト

一九六

- 5 認可ヲ受ケヌシテ尋常小學校ノ教科ヲ修了セサル學齡兒童ヲ雇傭スルコト
6 其他本令ノ規定セル義務ヲ免レ又ハ地方長官ノ命令ニ違犯セルコト
二十三、工場主ニシテ左ニ掲タル者ヲシテ就業セシムルコトナキヤ（施行規則八條・
九條）

1 精神病

2 癥、肺結核、喉頭結核

3 丹毒、再歸熱、麻疹、流行性腦脊髓膜炎其他之ニ準スヘキ急性熱性病

4 黴毒、疥癬其他傳染性皮膚病

5 濁漏性結膜炎、トヲホーム（著シク傳染ノ虞アルモノ）其他之ニ準スヘキ傳染

6 肋膜炎、心臟病、脚氣、關節炎、腱鞘炎、急性泌尿生殖器病其他ノ疾病ニシテ
就業ノ爲メ病症増悪ト爲ル虞アルモノ

7 傳染病又ハ重大ナル疾病ニ罹レル者ニシテ其ノ症候消失シタシ後ト雖モ健康回
復セサルモノ

8 產後五週日ヲ経過セサル者（產後三週日ヲ經醫師ノ支障ナシト認メタル者ヲ除
ク）

二十四、就業時間、休憩及休日ニ關スル事項ヲ工場内見易キ場所ニ掲示スルコトヲ怠
ルコトナキヤ（施行規則一二條）

二十五、扶助ニ關スル事項ノ要領ヲ平易ニ記述シ適宜ノ方法ニ依リ職工ニ周知セシメ
居ルヤ否ヤ（施行規則一三條）

二十六、職工力就業中又ハ附屬建物内ニ於テ負傷シ疾病ニ罹リ又ハ死亡シタルトキ直
ニ醫師ヲシテ診斷又ハ検案セシムルコトヲ怠ルコトナキヤ（施行規則一四條）

二十七、職工名簿ノ用紙ヲ職工ノ死亡又ハ解雇後五年間保存スルコトヲ怠ルコトナキ
ヤ（施行規則一七條）

二十八、職工ノ雇入及扶助ニ關スル書類ヲ工場毎ニ備置キ職工死亡又ハ解雇後三年間
保存スルコトヲ怠ルコトナキヤ（施行規則一九條）

二十九、工場管理人ヲ選任解任シ若ハ死亡シタルトキ及保存スヘキ書類ヲ滅失又ハ毀
損シタルトキ地方長官ニ届出サルコトナキヤ（施行規則二二條）

三十、當時五十人以上ノ職工ヲ使用スル工場ニシテ職工ノ疾病、負傷又ハ死亡ニ付キ
處定ノ様式ニ依リ毎月取纏メ翌月二十日迄ニ届出サルコトナキヤ（施行規則二十四
條）

三十一、職工名簿ノ記載ヲ怠リ又ハ之ニ虛偽ノ記載ヲ爲シ又ハ諸届書ニ虛偽ノ記載ヲ
ナスコトナキヤ（施行規則二六條）

三十二、工場ニシテ法ノ適用ヲ受クヘキ事由ヲ生シタルトキ處定ノ事項ヲ具シ十日以
内ニ届出サルコトナキヤ又其ノ事項ニ變更ヲ生シタルトキ届出ヲ怠ル者ナキヤ（廳
令二條）

三十三、法ノ適用ヲ受ケタル工場ニシテ之ヲ受ケサルニ至ルヘキ事由發生シタルトキ
十日以内ニ届出サルコトナキヤ（廳令二條）

三十四、十才以上十二才未滿ノ者ヲ指定ノ業務ニ就カシメムトスルトキ男女別、人員、
業務ノ種類、就業時間、休憩時間及其配置方法並休日ヲ定メ願出許可ヲ受ケサルコ
トナキヤ

三十五、就業時間ヲ延長セムトスルトキ延長ヲ要スヘキ事由、時間及期間、作業ノ種
別等ノ事項ヲ具シ願出許可ヲ受ケサルコトナキヤ（廳令六條）

三十六、施行規則第八條ノ罹病者アルヲ發見シタルトキ又ハ職工分娩シタルトキ届出
ヲ怠リ居ルコトナキヤ（廳令八條）

三十七、職工ニ扶助料ノ支給ヲ完了シ又ハ歸郷旅費ヲ支給シタルトキ翌月十日迄ニ届
出サルコトナキヤ（廳令九條）

三十八、徒弟ヲ收容シタルトキ徒弟名簿ヲ調製シ工場毎ニ之ヲ備附處定ノ様式ニ從ヒ

テ之ヲ記載シ徒弟死亡又ハ契約解除後五年間保存スルコトヲ怠ルナキヤ (廳令一

四條)

三十九、工場又ハ其ノ附屬建設物ニ於テ災害其他ノ事故ニ因リ死亡者三日以上醫療ヲ受ケ休業ヲ要スヘキ負傷者又ハ一時ニ五人以上ノ負傷者ヲ生シタル場合並工場若ハ附屬建設物其他ノ設備カ火災ニ罹リ又ハ甚シク損壊シタル場合ニ事項ヲ具シ届出サルコトナキヤ (廳令一七條)

四十、工業主ニシテ毎年十二月三十一日現在ノ職工數及原動機數ヲ一定ノ様式ニ依リ翌年一月二十日迄ニ届出サルコトナキヤ (廳令一九條)

四十一、工業主ニシテ毎月末日ニ於テ現在職工數及翌月増員又ハ減員ノ見込數ヲ調査シ翌月五日迄ニ届出サルコトナキヤ (廳令二〇條)

第三款 製造所其他ニ關スル取締規則

大正九年八月
廳令第二〇號

本取締規則ハ工場法ノ適用ヲ受ケサル工場並諸製造所ニ適用スル規則ニシテ所謂非適用工場又ハ製造所ト稱スルモノニ對シテ設ケタル取締規則ナリ (職工十五人以上使用ノモノヲ除ク)

視察事項

一、願出許可ヲ受ケシテ左ノ業ヲ爲ス者ナキヤ又ハ願出事項ヲ變更シ建物ヲ改築、増築、變更セントスルトキ願出許可ヲ受ケサル者ナキヤ (廳令一條)

- 1 瓦斯製造所及貯藏場
- 2 アセチレン瓦斯ヲ使用スル製造所
- 3 コークス製造所

4 石炭タル、木タル、石油蒸餾產物又ハ其ノ殘渣ヲ原料トスル製造所及貯藏所

5 魚油精製所及貯藏場
6 蠕油製造所

7 肥料製造所
8 マツチ製造所

9 アルコホル、エーテル其他引火シ易キ化合物ノ製造所

10 金屬精煉所及鍍金所

11 硝子製造所

12 煉瓦、陶磁器、堺塙製造所磁瑣燒附場

13 セメント、石灰製造所

14 紙製造所（手漉ヲ除ク）

石鹼製造所

鉛又ハ鉛化合物ヲ原料トスル製造所

乾燥油又ハ溶剤ヲ用キル擬革紙布又ハ防水紙布製造所

染料、塗料、顔料製造所及染色場（日本藍染場ヲ除ク）

護謨製造所

セルロイド（人造ゴム）製造所加工場、火綿ヲ原料トスル製造所

被覆電線製造所

綿類漂白所

古罐、油糸、鐵盤洗場及火氣ヲ使用スル古罐潰場

砂糖製造所

原動機ヲ使用スル冷藏庫

墨鉛及鉛筆製造所

16 25 24 23 22 21 20 19 18 17 16 15

二〇四

テレンヒン油製造所及テレンヒン油又ハ樹脂ヲ原料トスル物品製造所
硫酸類、醋酸、硝石、硫黃、硫酸鐵、硫酸銅、昇汞、クロール酸

テレヒン油製造所及テレヒン油又ハ樹脂ヲ原料トスル物品製造所
硫酸類、醋酸、硝石、硫黃、硫酸鐵、硫酸銅、昇汞、クロール酸カリウム、クロールカルキ、ヨード、炭酸ソーダ、食鹽其他有臭有害ノ瓦斯、排液ヲ生スル
製造所

鉛石類、硝子、煉瓦、陶器等ノ粉碎場及粉碎又騷響、震動甚シキ製造
汽罐、汽機、電動機、瓦斯機關、石油機關、空氣又ハ水ノ力ヲ使用スル原動機
若ハ石炭其他多量ノ燃料ヲ使用スル諸製造所

明骨製造所
燒酎製造所

手漉二依ル紙製造所

砂糖蜜製造所

魚島圓肉罐頭製造所
蠟及封蠟製造所

15 漢川製造所

電氣用製炭場

馬力數合計二以下ノ電動機ヲ使用スル蒲鉾、味噌、豆乳、豆腐、糊製造所及鰯

二、使用認可證チ亡失若ハ毀損シタルトキ其ノ事由チ具シ五日以内ニ届出再下付チ受ケサル者ナキヤ（廳令六條）

三、建設物ノ要所ニ警察官署ノ指示通り適當ナル箇數ノ消火器又ハ消火劑ヲ設備セサ

ルコトナキヤ（廳令七條）

四、建物ノ使用權ヲ承繼シタル者ニシテ住所、氏名、生年月日ヲ記シ認可證ヲ添ヘ前使用者ト連署ヲ以テ三日以内ニ届出サル者ナキヤ（相續ノ場合ハ七日）（廳令八條）
五、設置者ノ住所、氏名ヲ變更シ法定代理人、保佐人、夫又ハ其氏名ヲ變更シ施場又ハ五日以上休場シタルトキ設置者死亡シ又ハ所在不明トナリタルトキ三日以内ニ届出サル者ナキヤ（廳令九條）

六、毎年六月十二月末日現在ノ職工數ヲ翌月十日迄ニ届出サルコトナキヤ（廳令一〇條）

七、設置者其ノ建設物ニ於テ災害其他ノ事故ニ因リ死亡者又ハ三日以上醫療ヲ受ケ休業ヲ要スヘキ負傷者ヲ出シタル場合若ハ建設物ノ火災ニ罹リ又ハ甚シク損壊シタル場合ニ於テ處定ノ事項ヲ具シ直ニ届出サルコトナキヤ（廳令一一條）
八、當該吏員カ建設物ヲ検査又ハ視察セントスルトキ之ヲ拒ムコトナキヤ（廳令一

二條）

九、建設物、器械ニシテ破損、朽腐シ又ハ震動、騒響、發生物其他ノ爲危險若ハ妨害ノ虞アル箇所ナキヤ（廳令一二條）

十、其他當該官廳ヨリ發セラレタル命令ニ違犯セル行爲ナキヤ（廳令一六條）

第四款 原動機取締規則

大正九年八月
廳令二一號

本令ニ於テ原動機ト稱スルハ蒸氣機關、瓦斯機關、石油機關ヲ謂フ。汽罐及蒸罐ハ原動機ト看做ス。

視察事項

一、認可ヲ受ケヌシテ原動機ヲ設置スル者ナキヤ又認可ヲ受ケタル事項ヲ變更シ届出サル者ナキヤ（廳令二條）

二、原動機ヲ修繕セントスルトキ其ノ箇所及方法ヲ具シ届出サル者ナキヤ（廳令三條）

三、既設ノ原動機ニシテ火災ニ罹リタルモノナ届出セス再使用スル者ナキヤ（廳令四條）

四、汽罐、蒸氣機關及蒸罐ヲ検査證書ヲ受ケス使用スルコトナキヤ（廳令六條）

五、検査證書ヲ機體ノ賭易キ場所ニ掲示シ居ルヤ否ヤ又検査證書ヲ亡失若ハ毀損シ其事由ヲ具シ五日以内ニ届出再下付ヲ受ケサルコトナキヤ（廳令六條）

七、汽罐、蒸氣機關又蒸罐設置者ニ於テ其使用前取扱主任者ヲ選任シ履歴書ヲ添ヘ届出サルコトナキヤ又タ變更シタルトキ届出ヲ爲ササルコトナキヤ（廳令八條）

八、汽罐、蒸氣機關及蒸罐ヲ検査證書ニ表示セル使用期間ヲ經過シ又ハ汽壓ヲ超過シテ之ヲ使用スルコトナキヤ（廳令一〇條）

九、汽罐、蒸罐ニ異狀ヲ生シタルトキ其ノ使用ヲ中止シ速ニ其ノ原因及狀況ヲ詳記シ

届出テ検査ヲ受ケサルコトナキヤ（廳令一四條）

十、原動機及設置場ヲ讓受ケ繼續使用セムトスル者住所、氏名、生年月日ヲ記シ汽罐、蒸氣機關及蒸罐ニ在リテハ其ノ検査證書ヲ添ヘ讓渡人ノ連署ヲ以テ三日以内ニ届出サルコトナキヤ（相續ノ場合ハ十日）（廳令一五條）

十一、設置者ノ住所、氏名ヲ變更シ六ヶ月以上原動機ノ使用ヲ休止セントスルトキ又ハ廢止シタルトキ又設置者死亡シ又ハ所在不明トナリタルトキ三日以内ニ届出サルコトナキヤ（廳令一六條）

十二、當該吏員ニ於テ原動機及設置場ヲ検査父ハ視察セントスルトキ之ヲ拒ムコトナキヤ（廳令一八條）

十三、原動機及設置場ニシテ破損、朽腐シ又ハ震動、騒響、發生物其他ノ爲メ危險若ハ妨害ノ虞アル箇所ナキヤ（廳令一九條）

十四、原動機設置者其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ業

務ニ關シ本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ違犯セル行爲ナキヤ（廳令二十四條）

第五款 鍛冶鑄物及鑄掛工場取締規則

明治二十二年十月
警察令三一號
（大正二年改正）

【意義】火力チ用ヰテ金屬チ鍛煉シテ器具チ作製スルチ鍛冶ト謂ヒ、火力チ以テ金屬チ熔解シ型ニ入レテ器物チ作製スルチ鑄物ト稱シ、金屬器具ノ破損シタル箇所ヲ修繕スル作業ヲ鑄掛ト謂フ。

視察事項

一、願出許可チ受ケスシテ鍛冶、鑄物、鑄掛工場チ建設シ又ハ移轉若ハ構造ヲ變換スル者ナキヤ（廳令一條）

- 二、鍛冶、鑄物及鑄掛工場チ讓受ケ族籍、住所、氏名、生年月日チ記シ讓渡人ノ連署チ以テ三日以内ニ届出サル者ナキヤ（廳令二條ノ二）
- 三、族籍、氏名チ變更シ三日以内ニ届出サル者ナキヤ（廳令三條）
- 四、廢業シ検査證チ返納セサルコトナキヤ（廳令四條）
- 五、鍛冶、鑄物及鑄掛工場ニシテ構造制限ニ適合セサルモノナキヤ（廳令五條）
- 六、工場及火床煙出等破損セシトキ速ニ修理ヲ加ヘス又修理シタル箇所ニ届出検査ヲ受ケサルコトナキヤ（廳令六條）
- 七、行路營業ヲ爲サントスル鑄掛錠前直シ焼印等ノ者ニシテ願出身分證チ受ケス又之チ携帶セサル者ナキヤ
- 八、身分證ニ異動ナ生シ又ハ之ヲ遺失毀損シタルトキ届出其ノ證ノ書換又ハ再渡ナ乞ハサル者及廢業ノトキ之ヲ返納セサル者ナキヤ
- 九、毎年十月一回警察署ノ檢印ヲ受ケサル者ナキヤ

十、求メナキ人ノ家屋ニ立入ルコトナキヤ（以上七、八、九、十、廳令七條）

第六款 麵包燒場及甘諸燒場取締規則

明治二十四年十月
警察令一七號
（大正二年改正）

視察事項

- 一、無届ニテ麵包燒場及甘諸燒場ヲ建設シ又ハ其ノ構造ヲ改造、増設、變更ヲ爲ス者
ナキヤ又使用ヲ廢止シ三日以内ニ届出サルコトナキヤ（廳令一條）
- 二、其ノ建設物タル燒場ヲ讓受ケタルトキ讓渡人ノ連署ヲ以テ三日以内ニ届出サルコトナキヤ（廳令一條ノ二）
- 三、麵包燒場甘諸燒場ニシテ構造制限ニ適合セサルモノ又ハ破損シ修繕ヲ要スルモノ

ナキヤ（廳令二條）

四、焚物置場外ニ燃質物ヲ置クコトナキヤ（廳令三條）

五、消炭及消灰ヲ火氣消盡セサル前他ニ藏置スルコトナキヤ（廳令四條）

六、火竈並煙筒ノ掃除ヲ毎月一回以上實行スルコトヲ怠ルコトナキヤ（廳令五條）

第七款 勸工場取締規則

明治三十三年三月
廳令一七號
（大正二年改正）

勸工場ト稱スルハ二階ヲ設ケサル三十坪未滿ノモノニシテ屋外ニ通路ヲ設ケ公衆ニ自由出入ヲ許シ商品ヲ販賣スル場所ヲ謂フ。

視察事項

- 一、無許可ニテ勸工場ヲ建設スル者ナキヤ（廳令二條）
- 二、勸工場ノ建物ヲ變更シ改築、增築セントスルトキ願出許可ヲ受ケサル者ナキヤ。

(廳令二條)

三、勸工場ヲ譲受ケ又ハ借受ケタル者住所、氏名、年齢ヲ記シ譲渡人又ハ貸渡人ノ連署ヲ以テ三日以内ニ届出サルコトナキヤ (廳令五條)

四、左ノ場合三日以内ニ届出サルコトナキヤ (廳令七條)

- 1 建設者ノ住所氏名又ハ勸工場ノ名稱ヲ變更シタルトキ
- 2 法定代理人又ハ保佐人若ハ其ノ氏名ヲ變更シタルトキ
- 3 休場又ハ廢場シタルトキ

五、百八十日以上休場シ又ハ法定代理人又ハ夫ノ許可若ハ保佐人ノ同意ヲ取消サレタルコトナキヤ (廳令七條)

六、勸工場ノ建物ニシテ破損又ハ朽腐シタルトキ速ニ修繕セサルコトナキヤ (廳令九條)

七、開場中出入口並ニ非常口ヲ開放シ置キ容易ニ屋外ニ出テ得ル様ナシ置クコトヲ怠

ルコトナキヤ (廳令一一條)

八、非常口ニ商品其他ノ物品ヲ積ミ置クコトナキヤ (廳令一二條)

九、非常口ノ内側ニ夜間開場中赤色ノ燈火ヲ點スルコトヲ忘ルコトナキヤ (廳令一三條)

十、構造制限ニ不適合ノ箇所ナキヤ (廳令一四條)

十一、出口、入口ヲ區別シ標札ヲ揭示セサルコトナキヤ (廳令一六條)

十二、非常口ニ黒板ニ白色ノ標札事務所ニ豎一尺五寸幅五寸ノ標札ヲ掲出スルコトヲ忘ルコトナキヤ (廳令一七條)

十三、許可ヲ得ス燈火ノ種類ヲ變更スルコトナキヤ (廳令八條)

十四、燈火ノ燃質物ニ接近セル場所ニ適當ナル防火ノ設備ヲ忘ルコトナキヤ

十五、電氣燈又ハ瓦斯燈消滅ノ場合ニ於テ之ニ代フヘキ適當ナル燈火ヲ點スル様豫メ設備ヲ爲シ置クコトヲ忘ルコトナキヤ (以上一四、一五、廳令一八條)

- 十六、火鉢、煙草盆其他火災ノ起因トナリ又ハ燃燒シ易キ物品チ藏置スル場所ニ對シ適當ナル防火ノ裝置チ怠ルコトナキヤ（廳令一九條）
- 十七、適當ナル消火器ノ設備チ怠ルコトナキヤ（廳令二〇條）
- 十八、其他構造上ニ關シ特ニ改造ヲ命シ又ハ制限修繕等ヲ命スル必要ノ箇所ナキヤ

第八款 烟火取締規則

明治二十三年六月
警察令一二號

【意義】本令ニ於テ烟火ト稱スルハ、烽火^{ロシ}、狼火^{ハナビ}ヲ謂フモノニシテ、仕掛け打上ヶノ二種ヲ指シ小兒ノ玩弄品タル線香花ノ類ヲ除ケ、但シ火力ノ強力ナルモノニ對シテハ適用スルコトアルヘシ。

視察事項

- 一、免許ヲ受ケスシテ烟火ヲ製造スル者ナキヤ（廳令二條）

- 二、免許ヲ受ケタル者ニシテ轉居、改氏名若ハ廢業シタルトキ五日以内ニ届出サルコトナキヤ（廳令四條）
- 三、製造者及販賣者ニシテ左ノ看板ヲ掲出セサル者ナキヤ
- | | | | |
|----|-------|-------|-----|
| 免許 | 烟火 | （製造場） | 住 所 |
| | （販賣所） | | |
| 寸 | 三 | 尺 | |
| | | | 横 |
- 四、倉庫又ハ製造所外ニ貯藏スルコトナキヤ（廳令七條）
- 五、製造者又ハ販賣業者ニシテ規定ヲ超過セル火薬ヲ貯藏スルコトナキヤ
- 六、烟火製造並烟火用ノ火薬類若ハ烟火ヲ貯藏スル倉庫内ニ於テ喫烟ヲ爲シ又ハ發火質ノ物品ヲ取扱ヒ或ハ濫リニ他人ヲ出入セシムル如キコトナキヤ（廳令九條）
- 七、日出前日沒後製造又ハ販賣スルコトナキヤ（廳令一〇條）
- 八、烟火製造人ニシテ規定ヲ薄冊ニ左記事項ノ記入ヲ怠リ居ル者ナキヤ（廳令一一

條)

二四八

- 1 火薬ヲ買入タルトキ其年月日、斤量及其免許商人ノ住所、氏名
 - 2 製造シタル烟火ノ種類及其員數
 - 3 賣渡シタル烟火ノ種類、員數、斤量、買受人ノ住所、氏名
 - 4 每月末火薬類及烟火ノ現在高
- 九、烟火販賣人ニシテ薄冊ニ左記事項ノ記入ヲ怠リ居ルコトナキヤ（廳令一三條）
- 1 烟火ヲ買入レタル時ハ其年月日、種類、員數、斤量及免許製造人ノ住所、氏名
 - 2 烟火賣渡ノ年月日及其種類、員數、斤量、買受人ノ住所、氏名
 - 3 每月末烟火ノ現在高
- 十、願出許可ヲ受ケス烟火ノ興行ヲ爲ス者ナキヤ（廳令一三條）

第九款 銃砲火薬類取締法

明治四十三年
法律第三五號

銃砲トハ火薬ヲ装填シテ發射シ、人畜殺傷ノ用ニ供スル兇器ヲ謂フ。銃砲ニハ軍用銃砲ト非軍用銃砲トアリ、軍用銃砲ハ陸海軍大臣ニ於テ軍用銃トシテ指定シタル銃砲ヲ謂ヒ其他ノ銃砲ヲ非軍用銃砲ト云フ。火薬ヲ装填セサル空氣銃ト雖其裝置精巧ニシテ發射力強ク人畜ヲ殺傷シ得ル程度ノモノハ本法ノ非軍用銃ニ準シテ取締ヲ爲シ居レリ。

火薬トハ硝酸鹽類ヲ主トスル有煙火薬、純硝化纖維素ヲ主トスル有煙火薬又ハ純硝化纖維素ト「ナイトロゲリセリン」トノ結合物ヲ主トスル無煙火薬ノ類ヲ謂フ。

視察事項

- 1 行政廳ノ委托ヲ受ケス又ハ許可ヲ得シテ銃砲ヲ製造スルモノナキヤ（法一條）
- 2 行政廳ノ委托ヲ受ケス又ハ許可ヲ得シテ火薬類ヲ製造シ又ハ變形若ハ修理スルモノナキヤ（法二條）

- 三、行政廳ノ委託ヲ受ケス又ハ其許可ヲ得シテ銃砲火薬類ヲ輸入又ハ輸出スル者キヤ（法八・九條）
- 四、許可ヲ得シテ銃砲火薬ヲ卸賣又ハ販賣スル者ナキヤ（法三條）
- 五、銃砲火薬類ノ製造業會社ニシテ帝國臣民外ノ者株主トナリ居ルコトナキヤ（許可ヲ受ケタル者ヲ除ク）
- 六、銃砲火薬類ノ製造、變形又ハ販賣業者ニシテ行政廳ノ指定シタル期間内ニ其ノ事業ヲ開始セス若ハ事業開始後一年以上其業ヲ休止シ居ル者ナキヤ（法五條）
- 七、行政廳ノ許可ヲ得ス軍用銃砲、火薬類ヲ譲渡又ハ譲受チ爲ス者ナキヤ（法六條）
- 八、銃砲、火薬類ヲ行商シ又ハ市場若ハ露店其他屋外ニ於テ販賣スル者ナキヤ（法七條）
- 九、銃砲火薬類ノ製造所、貯藏所其他銃砲火薬類ヲ收藏スルノ疑アル場所ニ當該官吏ノ臨檢ヲ拒ムコトナキヤ（法一〇條）
- 十、行政廳カ危害豫防上銃砲火薬類ノ製造所若ハ貯藏所ノ改築又ハ修繕ヲ命シタル場合之ヲ實行セサルコトナキヤ（法一〇條）
- 十一、行政廳ヨリ危險豫防上火薬類ニ關シ其製造、運搬其他ノ取扱ニ關シ指示ヲ受ケ其措置ヲ爲ササル者ナキヤ（法一〇・一二條）
- 十二、火薬類取扱免狀ヲ有セサル者ナシテ火薬類ヲ取扱ハシムルコトナキヤ（勅令一四條）
- 十三、火薬類ノ製造又ハ變形、修理ヲ爲ス作業所ニ作業主任ヲ置カサルコトナキヤ（勅令一五條ノ二）
- 十四、火薬庫ニ一萬貫以上火薬倉庫ニ十二貫以上假貯藏所ニ五千貫以上ノ火薬又火薬倉庫ニ爆薬五千貫以上倉庫ニ三貫以上假貯藏所ニ二千五百貫以上ノ分量ヲ收納スルコトナキヤ其他銃用、實包銃用、空包銃用、雷管工業用、雷管、信管爆管、門管ヲ指定數量以外ニ貯藏スルコトナキヤ但シ特別ノ設備ヲ爲シ許可ヲ得タルモノヲ除ク

(勅令二八條)

十五、火薬類貯藏所ニ貯藏シ得ヘキ最大數量ノ火薬類ノ貯藏倉庫ノ外其外壁ヨリ左
距離ヲ保タサル箇所ニ貯藏スルコトナキヤ (勅令三二條)

- 1 宮城、離宮、御用邸又ハ神宮ヘ二十町
 - 2 皇陵、社寺、學校、公園電氣瓦斯若ハ石油ノ工場、電力若ハ火力ヲ使用スル工
場、發火質物件ヲ蓄積スル場所、鐵道、軌道、汽船ノ航道若ハ繫留所又ハ市街地ヘ
四丁以上
 - 3 宅地、國道、縣道、電線、瓦斯ノ傳道管、火ヲ取扱場、蓄積シタル燃質物其他
内務大臣ノ指定シタル箇所ヘ五十間以上
- 十六、火薬類ヲ他ノ物件ト混包シ又ハ變裝若ハ假裝シテ之ヲ所持、運搬又ハ託送スル
コトナキヤ、以上事實ヲ發見シ警察官ニ届出サルコトナキヤ (勅令三七條)
- 十七、地盤又ハ物件ヲ破碎スルノ目的ヲ以テ火薬類又ハ爆薬ヲ使用セントスルトキ警

察官署ノ許可ヲ受ケサルコトナキヤ (勅令三八條)

十八、許可ヲ得ス拳銃、短銃又ハ仕込銃ヲ授受、運搬又ハ攜帶スルコトナキヤ仕込刀
劍其他變裝シタル戎器モ同斷 (勅令三九條)

十九、業務又ハ修學ノ爲メニスル場合ノ外未成年者ヲシテ拳銃、短銃又ハ仕込銃ヲ所
持又ハ携帶セシムルコトナキヤ仕込刀劍其他ノ戎器モ同斷 (勅令四〇)

二十、未成年者、白痴者若ハ瘋癲者ヲシテ火薬類ヲ運搬、所持セシムルコトナキヤ

(勅令四一條)

二十一、許可ヲ受ケサル者ニ銃砲火薬類又ハ戎器ヲ譲渡スルコトナキヤ (勅令四二
條)

二十二、銃砲ノ製造又ハ火薬類ノ製造若ハ變形修理又ハ其營業ノ許可ヲ受ケタル者ニ
シテ申請書ニ具シタル事項ヲ許可ヲ得スシテ變更スル者ナキヤ又住所、氏名、職業
ヲ變更七日以内ニ届出サル者ナキヤ (省令二條)

二二四

二十三、相續ニ依リ銃砲火薬類ノ製造又ハ販賣營業ヲ承繼シ十日以内ニ届出サルコトナキヤ（省令三條）

二十四、銃砲火薬類製造者又ハ販賣業者其ノ取引シタル銃砲火薬類ノ種類、數量、取引ノ年月日及讓渡人並注文人讓受人ノ住所、氏名、法人ニ在テハ其商號事務所所在地其他必要事項ヲ帳簿ニ記入スルコトヲ怠リ居ルコトナキヤ、軍用銃砲、拳銃、短銃及仕込銃等ニ就テモ同斷（省令七條）

二十五、銃砲火薬類製造業者又ハ販賣業者ハ一月間取引シタル銃砲火薬類ノ種類、數量並各種類月末現在高ヲ翌月十日迄ニ警察官署ニ届出サルコトナキヤ（省令八條）

二十六、火薬類ヲ輸入シタトキ二十四時間以内ニ火薬類ノ數量、種類及陸揚年月日ヲ輸入港ノ警察官署ニ届出サルコトナキヤ（省令一二條）

二十七、讓渡讓受運搬携帶ノ許可ヲ取消サレ又ハ其効力ヲ失ヒタルトキ十日以内ニ返納セサルコトナキヤ（省令一八條）

二十八、軍用銃砲、拳銃、短銃、仕込銃、火薬類ノ讓受、讓渡、携帶、運搬等ノ許可證ヲ裏失シ盜取セラレ又ハ所在不明トナリタルトキ本人又ハ其事實ヲ知リタル者ヨリ二十四時間以内ニ下付テ受ケタル官署ニ届出サルコトナキヤ（省令一九條）

二十九、銃砲製造者又ハ販賣業者ニ非ラサル者ニシテ軍用銃砲、拳銃、短銃、仕込銃等ヲ廢棄シタルトキ十日以内ニ届出サルコトナキヤ（省令三四條）

三十、火薬類作業所ニ於テ指定各號ノ構造設備ヲ怠リ居ル者ナキヤ（省令二六條）

三十一、警察官署ノ許可ヲ得ス日出前、日沒後ニ於テ荷造、荷解、荷卸又ハ授受スル者ナキヤ

三十二、警察官署ノ許可ヲ受ケ火薬類ヲ運搬スルトキ看守人ヲ附セス晝間赤地ニ火薬ノ二字ヲ白書シタル小旗夜間ニ赤色安全燈ヲ携帶セシメサルコトナキヤ、又發火シ易キ物件ヲ共ニ積載シ又ハ荷物ニ近接シテ喫煙シ火氣ヲ取扱フ如キコトナキヤ
二以上ノ運搬具又ハ牛馬ヲ連行スルトキ各五間以上ノ距離ヲ保有セルコトナキヤ

運搬中途中ニ宿泊セントスルトキ其地ノ警察官署ニ届出サルコトナキヤ

第十款 危險物取締規則
廳令第十五號 大正十四年二月

本令ニ於テ危險物ト稱スルハ左ニ定ムルモノチ謂フ。危險物ノ貯藏、詰換、運搬其
他ノ取扱ニ關シテハ他ノ法令ニ別段ノ規定アルモノノ外本令ノ規定チ適用ス。

硫	黃	鹽	素	酸	鹽	類
化		硝	酸	鹽	類	
燐	第	ア	ン	モ	ニ	ヤ
燐	二	石				
	類					
赤		過	鹽	素	酸	鹽
燐		智	利	硝	鹽	類

第三
四
灰 灰 ム ム
第
石 石 ウ ウ
製 化 ネ シ
炭 質 マ グ
力 力 リ リ

類

ナトリウム
過酸化曹達ム
燐化石灰

第三回
力士マム
リウム
シウム
シウム
化灰
化灰
石石
石石
假炭
假炭
第一種
第一種
硫素油
硫素油
第一
第一
二種
二種
化炭
化炭
油
油
アルコール
アルコール
ガル
ガル
セ
セ
ト
ト
ア
ア
メ
メ
ト
ト
第
第
四

類 類

キアソベコエ
シルバントロ
ロコントゾヂ
ホナフリウテ
ルルサルムル
燃過ナトト
酸化リ
化曹ウ
石炭達ム

テ レ ピ ン 油
ク レ オ ソ ー ト 油
動 物 油 脂 第 三 種 石 油

植 物 油 脂
タ ー ル 類

硫 化 棉 第 五 類
芳香系列ノ硫化物ニシテ爆發性ヲ有スルモノ
セ ル ロ イ ド

發 烟 硫 酸 第 六 類
發 烟 硝 酸

視 察 事 項

一、危險物ノ貯藏又ハ詰換ヲ本令ニ定メタル貯藏所以外ニ於テ爲スコトナキヤ (廳令二條)

二、貯藏所ヲ設置、改築、増築、修繕又ハ變更セントスルトキ願出テ許可ヲ受ケサル者ナキヤ (廳令四條)

三、大量及小量貯藏所ニシテ本令ノ構造制限ニ依ラサルモノナキヤ (廳令八條)

四、大量貯藏所ニ監理人ヲ置キ五日以内ニ履歷書ヲ添ヘ届出サルコトナキヤ變更ノ場合亦同シ (廳令一二條)

五、實業學校ニ於テ化學ニ關スル學科ヲ修了シタル者又ハ之ト同等以上ノ技能ヲ有セサル者ナシテ監理人ヲシムルコトナキヤ (廳令一三條)

六、監理人ニシテ危害豫防ニ注意シ危害發生ノ虞アリト認メタルトキ直ニ相當ノ措置ヲ爲シ警察官署ニ申告セサルコトナキヤ (廳令一四條)

七、左ノ場合十日以内ニ警視廳へ届出サルコトナキヤ (廳令一五條)

1 設置者ノ住所、氏名ヲ變更シタルトキ
2 敷地ノ地名、番號ニ變更アリタルトキ

- 法定代理人、保佐人若ハ夫又ハ其氏名ニ變更アリタルトキ
 貯藏所ヲ廢止シ又ハ九十日以上其ノ使用ヲ休止セントスルトキ
 相續譲渡又ハ貸付ヲ爲シタルトキ
 設置者死亡シ又ハ所在不明トナリタルトキ届出サルコトナキヤ
 八、大量貯藏所ニ於テ監理人ノ立會ナク危險物ノ詰換、搬出、搬入、包裝其ノ他ノ取
 扱ヲ爲スコトナキヤ（廳令一六條）
 九、貯藏所ノ出入口賭易キ個所ニ左ノ事項ヲ標示セサルコトナキヤ（廳令一七條）
 1 貯藏所ノ種類
 2 設置者及監理人ノ住所、氏名
 3 貯藏又ハ詰換品ノ名稱及其ノ最大數量
 十、大量貯藏所ニ簿冊ヲ備ヘ左ノ事項ヲ記載シ置クコトヲ怠ルコトナキヤ（廳令一
 八條）
- 1 貯藏又ハ詰換ノ爲メ搬出若ハ搬入シタルトキ其ノ品名、數量、年月日
 2 買入若ハ賣渡先又ハ貯藏若ハ詰換委託者ノ住所、氏名
 3 每月末ニ於ケル現在高
- 十一、種類ヲ異ニスル危險物ヲ同一貯藏所ニ於テ貯藏又ハ詰換ヲ爲スコトナキヤ（廳
 令一九條）
 十二、貯藏所ニ於テ危險物以外ノモノヲ貯藏又ハ詰換ヲ爲スコトナキヤ（廳令二〇
 條）
 十三、大量貯藏所ニ於テ日出前、日沒後危險物ノ取扱ヲ爲スコトナキヤ但地下槽ノ場
 合及警察官署ノ許可ヲ受ケタル場合ヲ除ク（廳令二一條）
 十四、貯藏所ニ於テ左ノ事項ヲ遵守シ居ルヤ否ヤ（廳令二二條）
 1 室内又ハ其出入口附近ニ於テ發火若ハ燃燒シ易キ物品ノ携帶又ハ取扱ヲ爲ササ
 ルコト

危険物ノ性質ニ從ヒ室内ノ溫度、濕度、遮光又ハ換氣ニ注意スルコト

電燈以外ノ燈火ヲ携帶又ハ使用セサルコト
其他危險豫防ニ關シ必要ナル注意ヲ爲スコト

十五、危險物ヲ運搬スルトキ左ノ事項ヲ遵守セサルコトナキヤ（廳令二三條）

1 危害ヲ生スル虞アルトキ類ヲ異ニスルモノ又ハ他物品ヲ混載セサルコト

2 牛馬車ニテ運搬スル場合ニ牛馬取付ノ儘荷積、荷卸ヲ爲ササルコト

3 物品ノ種類ニ依リ日光ノ直射又ハ雨水ノ滲透セサル様適當ナル被覆ヲ爲スコト

4 摩擦、衝動、轉倒、墜落等ノ虞ナキ様積載スルコト

5 火氣ニ注意スルコト

6 運搬中停留又ハ休泊ヲ爲ストキ安全ノ地點ヲ選ヒ且看守人ヲ附スルコト

7 船舶ニ在リテハ積荷積卸ヲ爲ス場合ノ外沿岸ノ建造物又ハ繫留セル船舶ヨリ二十

十「メートル」以内ノ場所ニ繫留セサルコト

十六、危險物ヲ本令ニ定ムル容器ニ取納シ其ノ甲ニ屬スルモノニ在リテハ品名及數量ヲ外部賭易キ個所ニ表示セサルコトナキヤ（廳令二四條）

十七、危險物ヲ貯藏又ハ取扱フ研究室、實驗室、藥品室、倉庫、工場等ニ於テ左ノ事項ヲ遵守セサルコトナキヤ（廳令二五條）

1 危險物ヲ收藏スル戸棚類ハ容易ニ轉倒セサル設備ヲ爲スコト

2 棚ニハ扉ノ有無ニ拘ラス容器ノ容易ニ轉落セサル裝置ヲ爲スコト

3 混合ニ依リ發火又ハ爆發ノ虞ナキ様貯藏スルコト

4 適當ナル消防設備ヲ爲スコト

十八、左記該當ノ行爲ナキヤ（廳令二六條）

1 許可ヲ受ケタル日ヨリ六十日以内ニ其ノ工事ニ着手セサルコト

2 埃工期日ヲ經過シ尙竣工セサルコト

3 九十日以上使用ヲ休止スルコト

4 設置者所在不明トナリタルコト

5 未成年者、禁治產者、準禁治產者又ハ妻ニシテ法定代理人、保佐人若ハ夫ノ同意又ハ許可ヲ取消サレタルコト

6 公安ヲ害スル虞アリト認ムルコト

7 本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ違反スルコト

十九、危害豫防必要上貯藏所ノ使用ヲ制限若ハ停止シ又ハ構造ノ變更其ノ他ノ措置ヲ命スル必要ナキヤ（廳令二八條）

二十、當該官吏ノ貯藏所其他ノ場所ノ臨檢及簿冊書類ノ検査ヲ拒ムコトナキヤ（廳令二七條）

二十一、危害豫防必要上危險物ノ運搬ヲ制限又ハ禁止シ其他取扱ニ關シ必要ナル措置ヲ命スル事項ナキヤ（廳令二九條）

附記

明治三十七年七月警視廳令石油取締規則並ニ大正六年九月警視廳令爆發性物品取締規則ハ之ヲ廢止ス

ボツケト警察終

附 錄

一、行政執行法（明治三十三年六月
法律第八十四號）

第一條 當該行政官廳ハ泥醉者、瘋癲者自殺チ企ツル者其他救護チ要スト認ムル者ニ
對シ必要ナル檢束ヲ加ヘ戎器、児器其他危險ノ處アル物件ノ假領置ヲ爲スコトヲ得
暴行、鬭争其他公安ヲ害スルノ虞アル者ニ對シ之ヲ豫防スル爲メ必要ナルトキ亦
同シ

前項ノ檢束ハ翌日ノ日沒後二至ルコトヲ得又假領置ハ三十日以内ニ其期間ヲ定ム
ヘシ

第二條 當該行政官廳ハ日出前、日沒後ニ於テ生命、身體又ハ財産ニ對シ危害切迫

セリト認ムルトキ又ハ博奕、密賣淫ノ現行アリト認ムルトキニ非ラサレハ現居住者ノ意ニ反シテ邸宅ニ入ルコトヲ得ス但旅店、割烹店其他夜間ト雖衆人ノ出入スル場所ニ於テハ其公開時間内ハ此限ニアラス

第三條 當該行政官廳ハ密賣淫犯者若ハ其前科者ニシテ尙密賣淫ノ常習アル者ニ對シ其健康ヲ診斷シ若ハ指定シタル醫師ノ検診ヲ受ケシメ傳染性疾患ニ罹リ必要アリト認ムルトキハ病院ニ入ラシメ又ハ指定シタル醫師ノ治療ヲ受ケシメ治癒ニ至ル迄指定シタル場所ニ居住セシメ其外出ヲ禁スルコトヲ得(四十三年法律五二號改正)

前項療養ノ費用ハ本人又ハ媒介者ノ負擔トス但本人又ハ媒介者ニ於テ費用ヲ負擔スルノ資力ナシト認ムルトキハ廳府縣警察費ヲ以テ支辨スヘシ

風俗上ノ取締ヲ要スル業ヲ爲ス者ノ居住其他ノ制限ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條 當該行政官廳ハ天災、事變ニ際シ又ハ勅令ノ規定アル場合ニ於テ危害豫防若ハ衛生ノ爲メ必要ト認ムルトキハ土地、物件ヲ使用處分シ又ハ其使用ヲ制限スルコトヲ得

トヲ得

第五條 當該行政官廳ハ法令又ハ法令ニ基キテ爲ス處分ニ依リ命シタル行爲又ハ不行爲ヲ強制スル爲メ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得

一、自ラ義務者ノ爲スヘキ行爲ヲ爲シ又ハ第三者ヲシテ之ヲ爲サシメ費用ヲ義務者ヨリ徵收スルコト

二、強制スヘキ行爲ニシテ他人ノ爲スコト能ハサルモノナルトキ又ハ不行爲ヲ強制スヘキトキハ命令ノ規定ニ依リ二十五圓以下ノ過料ニ處スルコト

前項ノ處分ハ豫メ戒告スルニ非ラサレハ之ヲ爲スコトヲ得ス但急迫ノ事情アル場合ニ於テ第一號ノ處分ヲ爲スハ此限ニアラス

行政官廳ハ第一項ノ處分ニ依リ行爲不行爲ヲ強制スルコト能ハスト認ムルトキ又ハ急迫ノ事情アル場合ニ非ラサレハ直接強制ヲ爲スコトヲ得ス

第六條 第三條及第五條ノ費用及第五條ノ過料ハ國稅徵收法ノ規定ニ依リ之ヲ徵收ス

ルコトヲ得

行政官廳ハ前項ノ徵收金ニ付國稅ニ次キ先取特權ヲ有ス
第一項ノ費用及過料ニ關スル操替支辨、收入ノ所屬其他必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ
之ヲ定ム

第七條 認可又ハ許可ヲ受クルニ非ラサレハ所有スルコトヲ得サル物件行政廳ノ保管
ニ歸シタル場合ニ於テ其所有ヲ認可スヘカラサルトキハ其所有權國庫ニ歸屬ス假領
置ヲ爲シタル物件ニシテ一ヶ年以内ニ交付ヲ請求スル者ナキトキ亦同シ

二、治安維持法（大正十四年四月） （法律第四十六號）

第一條 國體ヲ變革シ又ハ私有財產制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シ又
ハ情ヲ知リテ之ニ加入シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス）。

第二條 前條第一項ノ目的ヲ以テ其ノ目的タル事項ノ實行ニ關シ協議ヲ爲シタル者ハ
七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第三條 第一條第一項ノ目的ヲ以テ其目的タル事項ノ實行ヲ煽動シタル者ハ七年以下
ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第四條 第一條第一項ノ目的ヲ以テ騷擾、暴行其他生命、身體又ハ財產ニ害ヲ加フヘ
キ犯罪ヲ煽動シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第五條 第一條第一項及前三條ノ罪ヲ犯サントスルコトヲ目的トシテ金品其他ノ財產
上ノ利益ヲ供與シ又ハ其ノ申込若ハ約束ヲ爲シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ
處ス情ヲ知リテ供與ヲ受ケ又ハ其ノ要求若ハ約束ヲ爲シタル者亦同ジ

第六條 前五條ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其刑ヲ減輕又ハ免除ス

第七條 本法ハ何人ヲ問ハス本法施行區域外ニ於テ罪ヲ犯シタル者ニ亦之ヲ適用ス

大正十二年勅令第四〇三號ハ之ヲ廢止ス

三、警察官吏武器使用規程

(大正十四年三月
内務省訓令第九號)

- 第一條 武器ハ左ノ場合ノ外之ヲ使用スルコトヲ得ス
- 一、人ノ生命、身體若ハ財産ヲ防衛スルニ當リ情況急迫ニシテ武器ヲ使用スルノ外
他ニ手段ナキ場合
 - 二、職務上警護スル人、場所又ハ物件ヲ支持スルニ當リ暴行ヲ受ケ又ハ受ケムトシ
情況急迫ニシテ武器ヲ使用スルノ外他ニ之ヲ排除スルノ手段ナキ場合
 - 三、多衆集合シテ暴行ヲ爲シ又ハ爲サムトシ其情況急迫ニシテ武器ヲ使用スルノ外
他ニ之ヲ鎮壓スルノ手段ナキ場合
 - 四、職務ノ執行ニ當リ暴行ヲ受ケ又ハ受ケムトシ其情況急迫ニシテ自衛上武器ヲ使

用スルノ外他ニ手段ナキ場合

- 第二條 武器ノ使用ハ防衛上必要ノ範圍ヲ踰エヘカラサルハ勿論其使用ヲ始メタル後
ト雖四圍ノ情況之ヲ必要トセサルニ至リタルトキハ直ニ之ヲ停止スヘシ
- 第三條 武器ノ使用ニ際シテハ關係ナキモノニ危害ヲ及ボシ又ハ損害ヲ與ヘサル様十
分ニ注意スヘシ
- 第四條 武器ヲ使用シ又ハ使用セシメタルトキハ傷害ヲ與ヘタルト否トニ拘ハラス遲
滯ナク其狀況ヲ所屬警察官署長ニ報告スヘシ
警察官署長ハ前項ノ報告ヲ受ケタルトキハ之ヲ廳府縣長官ニ報告シ廳府縣長官ハ之
ヲ内務大臣ニ報告スヘシ

附

則

明治十五年內務省達乙第七十一號及明治十七年內務省達乙第三號ハ之ヲ廢止ス

【附錄終】

大正十四年十月廿七日印刷
太正十四年十一月一日發行

【正價金七拾錢】
ポケツト警察奥附

著作者 二重作兼藏

牛込區天神町八十二番地

藏

印刷者 渡部源

牛込區天神町八十二番地

藏

印刷所 山口商會印刷所

牛込區天神町八十二番地

藏

著作権
所有

發行所

東京市外西巢鴨町一九〇二

警

友 協 會

振替東京七〇七一五番

終

